

# 社会福祉法人咲福社会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人咲福社会(以下「本法人」という。)定款第21条の規定に基づき役員等の報酬等支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬を支給する。  
(1) 常勤役員等(本法人を主たる勤務場所とする者)報酬、賞与及び退職手当  
(2) 非常勤役員等(非常勤役員・評議員・相談役及び顧問)報酬を支給することができる。  
2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に勤務し、かつ任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。非常勤役員については支給しないものとする。  
常勤役員退職手当は別表第3に定める算式により算出される金額

(常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
(1) 報酬 別表第1に定める額  
(2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額  
(3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額  
(4) 通勤手当については、職員給与規程の規定に準ずる額

(非常勤役員・顧問等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員・相談役・顧問等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
(1) 報酬 別表第4に定める額  
(2) 報酬の相談役及び顧問の報酬総額は、年間100万円以内とし報酬の額は別表第4の(5)に基づく額。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。  
(1) 報酬 当月20日締め切り25日支払  
(2) 賞与 毎年 7月20日及び12月20日  
(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内  
2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した日に支給する。  
3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。  
4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。  
2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。  
3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を基礎として日割によって計算する。  
4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和5年12月12日から施行する。  
(令和5年12月12日評議員会承認)  
改正 令和6年7月1日より改正  
(令和6年6月14日評議員会承認)

別表第1(常勤役員等の報酬)  
当法人役員兼務  
給与規程による給与支払

別表第2(常勤役員等の賞与)  
当法人役員兼務  
給与規程による給与支払

別表第3(退職手当・常勤役員の役員退職金算定式)

(1) 最終報酬月額×在職年数×功績倍率  
\* 上記在任年数は1か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、  
1か月未満は1か月に切り上げる。

(2) 上記の功績倍率は以下のとおりにする  
2.0倍

\* 最終報酬月額内訳  
基本給プラス各種手当(通勤手当は除く)

ただし、上限5,000,000円とする。

別表第4(非常勤役員、相談役、顧問等の報酬)

(1) 理事

区分	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

(2) 監事

区分	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

(3) 評議員

区分	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

(4) 評議員選任解任委員

区分	日額
評議員選任解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

(5) 相談役及び顧問

区分	日額
法人・施設運営のための相談業務等への出席	10,000円
理事長からの招集命令による 理事会・評議員会への出席	10,000円